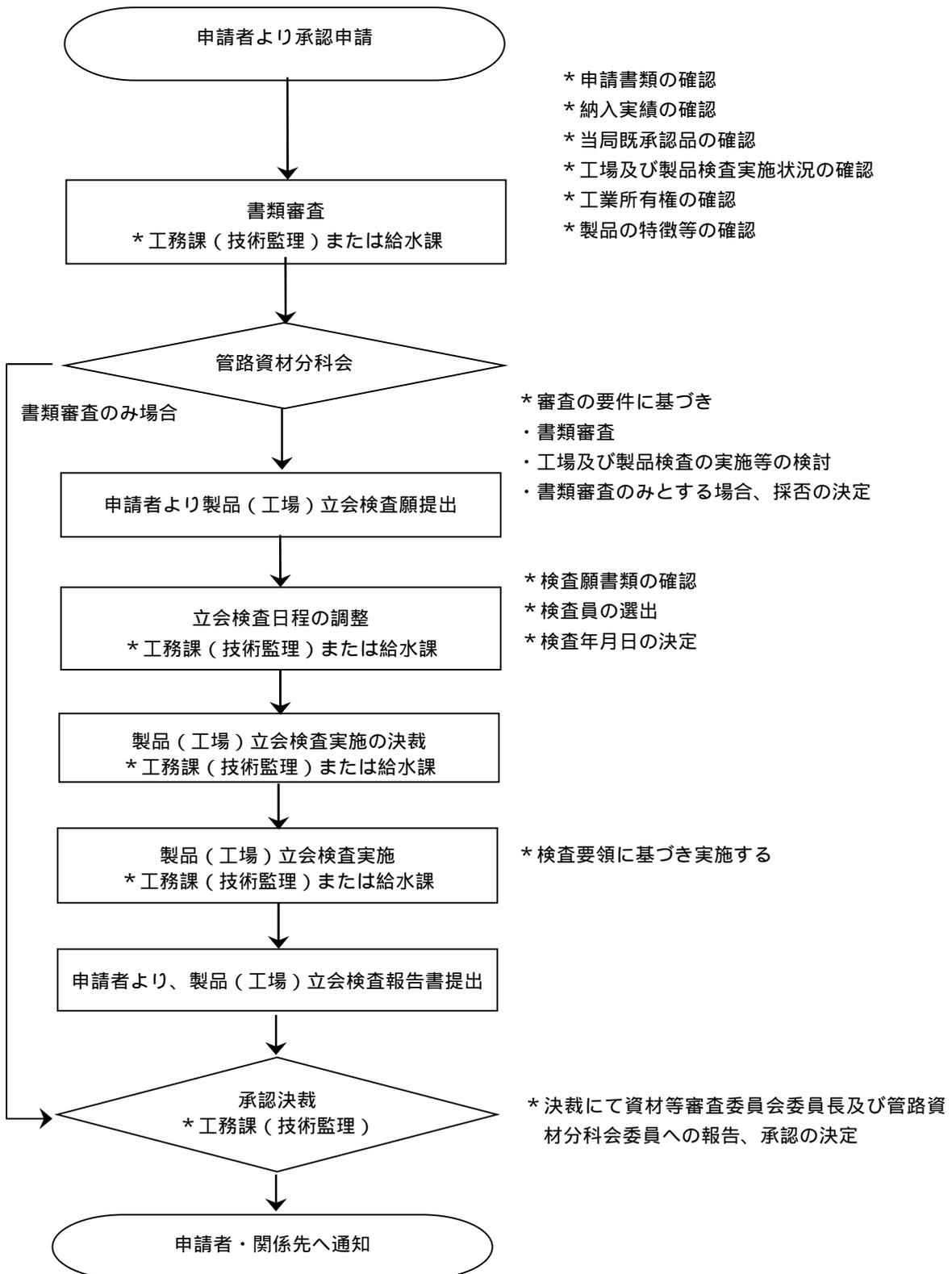


承認関係書類

- 1 承認（採用）願（様式 - 1）
- 2 日本工業規格表示許可書・国際標準化機構（ISO）取得証などの写し
- 3 日本水道協会検査工場登録（継続）通知書の写し
- 4 過去 3 か年分の本市及び他都市への納入実績表
- 5 製品図面及び製品仕様
- 6 関連規格の写し
- 7 製造設備機器及び製造機器配置図
- 8 製造工程図
- 9 各製造工程別の工場写真
- 10 社内品質管理基準
- 11 社内安全管理基準
- 12 会社概要（会社パンフレットでも可） 当局が求めた場合のみ
- 13 外注委託契約書の写し
- 14 工業所有権に係る特許公報の写し
- 15 工業所有権に関する誓約書（様式 - 2）
- 16 製品カタログ等
- 17 見積書（従来型との比較を含む）
- 18 代理店証明書（様式 - 3）
- 19 その他技術資料

工場検査関係書類

- 1 製品（工場）立会い検査願（様式 - 4）
- 2 水道局庁舎から検査場所までの交通機関説明書 当局が求めた場合のみ
- 3 最寄りの駅から検査場所までの詳細位置図
- 4 検査スケジュール表
- 5 検査要領書
- 6 検査チェック用紙
- 7 承認願（一式）



工場検査を行う必要が無く、かつ管路資材分科会で特に検討すべき事項が無い場合は、承認決裁の回議を管路資材分科会審議と兼ねる事が出来る。

工務課（技術監理）が担当する事項

- ・ 管路資材分科会の召集及び開催
- ・ 資材承認基準の決裁
- ・ 資材承認の決裁及び承認通知書の作成
- ・ 製品指定理由書の決裁及び管財課への送付

給水課が担当する事項

- ・ 資材承認基準の制定
- ・ 資材承認申請の受付
- ・ 管路資材分科会における説明及び配布資料の作成
- ・ 資材承認に係る書類審査及び工場（製品）検査
- ・ 資材供給者一覧表の作成
- ・ 承認に係る情報の関係部署への通知

本表に記載の無い事項については、工務課（技術監理）及び給水課にて協議の上決定する。